

議案第8号

朝来市印鑑条例の一部を改正する条例制定について  
朝来市印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和2年2月27日提出

朝来市長 多 次 勝 昭

提案理由要旨

個人番号カードを用い、多機能端末機による印鑑登録証明書の交付を可能とするため、所要の条例整備をしようとするものです。

## 朝来市条例第 号

### 朝来市印鑑条例の一部を改正する条例

朝来市印鑑条例（平成17年朝来市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第14条の見出し中「証明書の」の次に「交付」を加え、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、登録者は、自らの個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいい、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第7項の規定により同条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）を用いて多機能端末機（本市の電子計算機と通信回線により接続された端末機で、当該端末機の操作により印鑑登録証明書等を発行する機能を有するものをいう。）により、印鑑登録証明書の交付の申請をし、その交付を受けることができる。

第15条中「を交付することができない」を「の交付の申請を受理しない」に改め、同条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 前条第3項の規定による申請の際に、個人番号カードの暗証番号（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成15年総務省令第120号）第42条第2項の規定により設定された暗証番号をいう。）が一致しないとき。

### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

## 議案第 8 号資料

### 朝来市印鑑条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(印鑑登録証明書の申請等) 第14条 (略) 2 (略)</p> <p>3 (略) (印鑑登録証明書交付申請の不受理) 第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、<u>印鑑登録証明書を交付することができない。</u> (1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めたとき。</u></p>	<p>(印鑑登録証明書の<u>交付</u>申請等) 第14条 (略) 2 (略) 3 <u>前項の規定にかかわらず、登録者は、自らの個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいい、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第7項の規定により同条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）を用いて多機能端末機（本市の電子計算機と通信回線により接続された端末機で、当該端末機の操作により印鑑登録証明書等を発行する機能を有するものをいう。）により、印鑑登録証明書の交付の申請をし、その交付を受けることができる。</u></p> <p>4 (略) (印鑑登録証明書交付申請の不受理) 第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、<u>印鑑登録証明書の交付の申請を受理しない。</u> (1)～(3) (略) (4) <u>前条第3項の規定による申請の際に、個人番号カードの暗証番号（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成15年総務省令第120号）第42条第2項の規定により設定された暗証番号をいう。）が一致しないとき。</u> (5) <u>前各号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めたとき。</u></p>